さつきっ子

確かな学力を身に付け、やさしい心と
健やかな体をもつ子どもの育成

令和7年度4月号
千葉市立さつきが丘西小学校
令和7年4月7日

ご入学・進級おめでとうございます

校長

桜が満開を迎え、あたたかな春の日差しが心地よく、色とりどりの花が美しい季節となりました。

本年度、着任いたしました角谷里奈（すみやりな）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

保護者の皆様、お子様のご入学・進級おめでとうございます。

令和７年度は、９日の入学式で 19 名の新入生を迎え、全校児童 131 名８学級でスタートいたします。新しい学年への期待や出会いに胸を膨らませての出発です。

さつきが丘西小学校の学校教育目標は「確かな学力を身に付け、やさしい心と健やかな体をもつ子どもの育成」とし、「**やさしい子（徳）・かしこい子（知）・たくましい子（体）**」を、めざす子ども像としています。

予測困難な時代を生き抜くために、（１）基礎学力の定着（２）自ら考え、自ら学び、主体的に行動できる力（３）多様な価値観を認め、協働していく力の育成（４）他者を思いやり尊重する豊かな心の育成（５）物事に挑戦し、粘り強く取り組む態度の育成に重点を置き、教育課程を編成してまいります。

保護者、地域の皆様とともに、「さつきっ子」の成長のために教職員一同、一丸となり、安全・安心な学校をめざして教育活動を進めてまいります。本年度も本校の教育活動に対しましてご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「いじめ根絶」をめざして

学校教育目標に「やさしい子」の育成があります。学校行事はじめ、道徳、学級活動、人権教育等、日々の教育活動を通して、いじめがない安全・安心な学校をめざしてまいります。

法律では以下のように定められています。

【いじめ防止対策推進法】

第４条（いじめの禁止）児童等は、いじめを行ってはならない。

第９条（保護者の責務等）保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等が、いじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行います。ご家庭でも「いじめ」が重大な人権侵害であることを認識し、お子さんと十分に話し合い、明るく楽しい学校生活が送れるよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

４月のめあて　自分から元気よくあいさつをしよう

4月の主な行事予定

７日（月）　着任式・前期始業式
８日（火）　入学式準備

９日（水）　入学式
　　給食開始２～６年
１０日（木）　発育測定２年、ひまわり学級

１１日（金）　委員会活動４～６年　交通安全指導１年
１４日（月）　視力・聴力検査３年、２年、ひまわり学級
　　市教研
１５日（火）　発育測定１年
　　給食開始１年　発育測定５、６年
１６日（水）　６年 全国学力・学習状況調査

２１日（月）　視力・聴力検査６年、５年
　　視力・聴力検査４年、１年　なかよし遊び
２２日（火）　全国学力・学習状況調査６年（質問紙）
２３日（水）　色覚検査４年
　　学校説明会・学級懇談会
２４日（木）　防犯教室１年
　　避難訓練
２５日（金）　１年生を迎える会
２８日（月）　昭和の日
２９日（火）　地区訪問　　ネット安全教室３～６年

5月の主な行事予定

１日（木）　地区訪問　租税教室６年

２日（金）　クリーン作戦

３日（土）　憲法記念日
４日（日）　みどりの日
５日（月）　こどもの日
６日（火）　振替休日
７日（水）
　　クリーン作戦予備日
８日（木）　耳鼻科検診１年、５年

１２日（月）　委員会活動４～６年
１４日（水）　運動会係児童打合せ５、６年

１５日（木）　眼科検診１年、抽出児童
１６日（金）　運動会前日準備
１７日（土）　春季大運動会
１８日（日）　運動会予備日
１９日（月）　振替休業日
２０日（火）　市教研
２１日（水）　運動会予備日②
　　脊柱側弯３D スコリオ検査６年
２２日（木）　いも苗植え１年

２６日（月）　巡回公演ワークショップ３、４年
２７日（火）　交通安全教室１、４年
２８日（水）　移動教室５年（市少年自然の家）～３０日

※セーフティウォッチャーの皆様：新年度が始まりました。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。9 日（水）からは新１年生が登校します。よろしくお願いいたします。

お知らせとお願い

１　新年度開始にあたってのお願い　　～ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします～

①　４月は、提出物が大変多くなっております。提出していただく書類等は、今年一年間子供たちが安心・安全に学校生活を送るうえで大切なものです。正確にご記入いただき、期日を守ってご提出ください。

②　住所や電話番号が変わるときは、必ず担任までお知らせください。

③　登下校時、児童のお車での送迎はご遠慮ください。交通の障害になると同時に、他の児童の登下校に危険が生じることにもなりますので、ご協力をよろしくお願いします。また、お子さんが遅刻をされる時は、朝８時までに「すぐーる」で連絡を入れていただいたうえで、保護者の方と一緒に登校するようにしてください。早退するときは、連絡帳に早退理由をご記入の上、学校まで迎えに来てください。

④　携帯電話の校内への持ち込み及び登下校中や学校内での使用は、原則として禁止させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。ただし、特別な事情のためにお子さんに携帯電話（スマートフォンやキッズ携帯等も含めて）を持たせる必要がある場合は「学校の敷地内では電源を切る」「紛失したり、破損したりしても自分で責任をもつ」「緊急連絡の際は、原則として学校の電話を用いる」という約束のもと、許可しております。携帯電話の持ち込みを希望される場合は、連絡帳に持ち込む理由を記入し、担任までお申し出ください。

２　スクールカウンセラーの活用について

教育相談の充実を図り、教員一人一人の意識を高めるとともに、子供たちの様々な悩みに対して、きめ細かに対応できるよう、スクールカウンセラーを配置しております。カウンセリングをご希望の場合は、学校（担当：教頭）までご連絡ください。予約制となっております。事前にご予約の上、ご来校ください。

３　各種たよりの配付方法について

本年度より紙媒体の削減や保護者の皆様の利便性を活かし、各種たよりについては「すぐーる」での配信とさせていただきます。（必要に応じて紙媒体の手紙を出す場合もあります。）「すぐーる」は、学校からの大切な連絡を配信しております。配信内容につきまして、必ずご確認いただきますよう、お願いいたします。

４　学校における合理的配慮の提供について

平成 28 年４月１日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮とは、子供に合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学級担任あるいは教頭までお申し出ください。